

第17章 市内総生産・市民所得

○概要

岩手県が公表している「令和4年度岩手県市町村経済計算」の結果を表したものです。平成25年度から、従来の「岩手県の市町村所得推計」に代わり、県主体での「岩手県市町村経済計算」の推計が開始されました。市町村経済計算の概念・推計方法を内閣府経済社会総合研究所が示す「県民経済計算標準方式（平成17年基準版）」に基づき算出した県民経済計算に準じることにより、時系列推移での把握が可能となったほか、県外市町村等と相互比較ができるようになりました。また、平成27年度から、推計方法が最新の国際基準である平成23年基準に変更されました。

令和3年度以前の数値については、推計方法の変更や新しい統計結果等により遡及改定をしており、過去の公表値と異なる場合がありますので、数値の利用に当たっては注意が必要です。令和3年度以前の数値を利用する場合は、本書を参照してください。

○用語説明

市町村経済計算	市町村単位での1年間に生み出された価値（付加価値）を「生産」、「分配」、「支出」の三面から捉え、市町村の経済規模、産業構造等を明らかにしようとするものです。岩手県の市町村経済計算では、生産面から把握した付加価値を「市町村内総生産」、分配面から把握した付加価値を「市町村所得」として推計の対象としています。統計資料の制約から、「支出」は推計していません。
付加価値と三面等価	企業等が土地や資本、労働などの生産要素を組み合わせ、財貨やサービスを生産しますが、これらの生産物の価値を合計したものが生産総額（産出額）となります。生産総額のうち、生産のために使用した原材料や燃料などの中間生産物（中間投入）を差引くことにより、新たに生み出された価値である付加価値（総生産）が得られます。付加価値は、生産要素を提供したものに対して、地代や利潤等の形で報酬として分配されます。その分配された所得は、消費または投資のために支出され、新たな需要となって生産活動を誘発します。このように経済活動は、生産→所得（分配）→支出という循環を繰り返しますが、これは同一の価値を3つの異なった側面から捉えたものであり、概念上の調整によって一致します。
市町村内概念	「市町村内」概念は、市町村の行政区域内での生産活動によって生み出された付加価値を、生産に携わった者の居住地に関わりなく捉えるものです。岩手県の市町村経済計算では、市町村内総生産を市町村内概念で把握しています。
市町村民概念	「市町村民」概念は、市町村内居住者（＝市町村民）が生産活動によって生み出した付加価値を、就業地に関わりなく捉えるものです。岩手県の市町村経済計算では、市町村所得の分配を市町村民概念で把握しています。
市内総生産	1年間に市内の生産活動によって新たに生み出された付加価値の総額を表します。本書では、国際標準産業分類による経済活動部門別に分類された「経済活動別市内総生産」を掲載しています。
総生産と純生産	付加価値を評価する場合、建物や機械・設備が生産過程において減耗する価格分（固定資本減耗）を含むか否かによって、総生産と純生産の違いがあります。固定資本減耗を含むものを総生産、控除したものを純生産といいます。
輸入品に課される税・関税	輸入品に課される税は、関税と輸入品商品税等からなります。国民経済計算に準じて経済活動別に配分せず、一括して輸入する事業所所在地に計上しています。
総資本形成に係る消費税	課税業者の総資本形成（市町村経済計算では推計されていない「支出」の側面のうち投資に係る概念）に係る消費税は、事業者が消費税を納入する際納税額から控除できる制度（仕入税額控除）が採られているため、支出側においては消費税を控除した金額で総資本形成が計上されています。しかし、生産側では経済活動別に総資本形成に係る消費税を分割することが困難であるため、全て税込表示で計上した上で総資本形成に係る消費税の総額を一括して控除しています。
市民所得の分配	市内居住者が1年間携わった生産活動によって発生した純付加価値（固定資本減耗を控除したもの）が、市民に対してどのように分配されるかを示したもので、雇用者報酬、財産所得（非企業部門）、企業所得から構成されます。その総額が市民所得です。
雇用者報酬	雇用者報酬には、雇用者（市内に居住し生産活動に従事する就業者のうち、個人業主と無給の家族従業者を除く全ての者）に対して、賃金、給与、賞与等として現金で支払われるもののほか、雇主の現実社会負担（公的社会保障制度・年金基金）、雇主の帰属社会負担（退職一時金・労務災害補償）などがあります。
雇主の現実社会負担	雇主によって直接社会保障基金や年金基金に支払われるもので、社会保険や企業年金などが該当します。
雇主の帰属社会負担	社会保障基金や年金基金に含まれない退職一時金や公務災害補償など雇主自身の源泉から給付が行われるもので、給付額と同額を雇主の社会負担として帰属させることから、帰属社会負担と呼ばれます。
財産所得（非企業部門）	一般政府・家計・対家計民間非営利団体といった非企業部門において、金融資産や土地財産などの貸借から発生する所得を計上したものです。その内訳は、利子、配当、その他の投資所得、賃貸料に分かれ、家計部門のみ内訳を掲載しています。企業部門の財産所得は、企業所得に含まれます。
一般政府	中央政府（国出先機関）、地方政府（県、市町村）とそれらによって設定、管理されている社会保障基金から構成されます。政府及び社会保障基金に支配、資金供給され、非市場生産に従事している非営利団体も含まれます。
家計	同じ住居で、特定の財貨やサービスを消費する人々の小集団のことで、自営の個人企業も含まれます。
対家計民間非営利団体	政府により支配、資金供給されているものを除き、家計に対して、他の方法では効率的に提供し得ない社会的、公共的サービスを利益追求を旨とすることなく提供する団体のことです。日本標準産業分類上、学校教育、宗教、労働団体等に属し、かつ経営組織形態が会社以外の法人または法人でない団体が該当します。
企業所得	営業余剰（純生産から雇用者報酬を差し引いたもの）と混合所得（家計部門における個人企業の所得）に受け取った財産所得を加算し、支払った財産所得を控除したもので、企業会計の経常利益に近い概念です。
持ち家の企業所得	居住形態（持ち家、借家、借間）の違いによる総生産等の差をなくすために、市町村経済計算では、持ち家を自分自身に貸しているものと擬制して市場家賃で評価する（このような計算を帰属計算という。）ことから、持ち家は個人企業の一部として扱われます。その企業所得は、他の企業所得と同じ概念です。

17-1 経済活動別市内総生産

(単位 百万円)

	実数					
	平成					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
市内総生産 (17+18-19)	1,077,135	1,098,347	1,123,951	1,111,310	1,129,147	1,115,609
1 農林水産業	7,844	8,278	7,778	7,285	8,444	9,608
(1) 農業	7,251	7,383	6,873	6,405	7,571	8,866
(2) 林業	545	837	835	821	814	690
(3) 水産業	48	57	71	58	59	52
2 鉱業	1,340	1,166	1,209	1,149	1,218	1,127
3 製造業	48,775	49,769	49,352	47,700	46,582	47,196
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	24,982	25,396	25,915	27,442	29,378	29,638
5 建設業	61,752	63,596	72,979	56,606	63,295	55,271
6 卸売・小売業	189,112	191,874	195,760	193,023	185,526	182,315
7 運輸・郵便業	42,490	49,017	48,422	49,449	49,961	48,953
8 宿泊・飲食サービス業	32,288	30,503	32,483	32,689	31,965	34,386
9 情報通信業	48,026	48,208	49,296	49,257	50,505	50,748
10 金融・保険業	73,452	76,492	77,315	74,290	79,803	73,414
11 不動産業	101,915	102,831	103,357	106,185	111,904	116,581
12 専門・科学技術、 業務支援サービス業	114,502	114,157	118,909	119,277	118,269	115,499
13 公務	78,620	75,617	73,134	74,054	72,725	72,241
14 教育	60,110	60,044	59,617	61,251	63,838	65,188
15 保健衛生・社会事業	125,348	133,525	138,659	139,832	148,684	152,525
16 その他のサービス	60,794	61,673	62,233	62,433	60,114	56,471
17 小計	1,071,349	1,092,147	1,116,418	1,101,920	1,122,210	1,111,161
18 輸入品に課される税・関税	13,236	13,646	15,173	19,617	19,378	16,744
19 (控除) 総資本形成に係る消費税	7,450	7,446	7,640	10,228	12,440	12,295
(再掲)						
第1次産業(1)	7,844	8,278	7,778	7,285	8,444	9,608
第2次産業(2、3、5)	111,868	114,532	123,540	105,454	111,095	103,594
第3次産業(4、6～16)	951,637	969,337	985,100	989,181	1,002,671	997,959

資料 県「岩手県市町村経済計算年報」

注) 小数点以下を四捨五入しているため、内訳と合計が必ずしも一致しない。

17-1 経済活動別市内総生産（つづき）

（単位 百万円）

	実数					
	平成		令和			
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
市内総生産 (17+18-19)	1,127,085	1,149,022	1,126,973	1,090,125	1,119,023	1,161,656
1 農林水産業	10,232	9,881	10,439	10,740	10,829	10,730
(1) 農業	9,421	8,900	9,684	10,060	9,988	9,988
(2) 林業	762	909	697	616	817	692
(3) 水産業	49	73	58	64	24	50
2 鉱業	1,204	1,232	1,247	1,281	1,231	1,527
3 製造業	42,142	46,324	44,193	40,401	44,791	44,025
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	30,468	29,710	31,220	31,108	29,667	27,058
5 建設業	59,036	73,765	60,710	52,600	52,839	53,268
6 卸売・小売業	189,075	192,679	189,787	197,685	210,084	221,538
7 運輸・郵便業	48,946	48,279	47,679	38,113	37,103	40,344
8 宿泊・飲食サービス業	34,792	34,814	32,999	20,021	17,897	24,406
9 情報通信業	49,577	49,911	49,639	48,845	49,293	48,470
10 金融・保険業	78,255	81,220	79,085	75,632	75,629	87,056
11 不動産業	119,040	118,972	120,107	120,182	119,041	118,370
12 専門・科学技術、 業務支援サービス業	112,717	113,482	116,158	121,351	126,977	132,090
13 公務	73,420	71,643	73,155	73,537	73,654	75,329
14 教育	65,758	64,911	66,804	66,163	66,906	68,841
15 保健衛生・社会事業	149,220	148,974	140,961	135,472	138,015	138,929
16 その他のサービス	57,546	57,007	57,851	52,036	56,512	59,010
17 小計	1,121,428	1,142,803	1,122,035	1,085,168	1,110,468	1,150,990
18 輸入品に課される税・関税	18,491	20,196	19,552	19,245	22,969	30,579
19 (控除) 総資本形成に係る消費税	12,834	13,978	14,615	14,288	14,414	19,913
(再掲)						
第1次産業 (1)	10,232	9,881	10,439	10,740	10,829	10,730
第2次産業 (2、3、5)	102,382	121,321	106,150	94,283	98,861	98,820
第3次産業 (4、6～16)	1,008,814	1,011,601	1,005,445	980,145	1,000,778	1,041,440

資料 県「岩手県市町村経済計算年報」

注) 小数点以下を四捨五入しているため、内訳と合計が必ずしも一致しない。

17-1 経済活動別市内総生産（つづき）

（単位 %）

	対前年度増加率					
	平成					
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
市内総生産	2.0	2.3	△ 1.1	1.6	△ 1.2	1.0
1 農林水産業	5.5	△ 6.0	△ 6.3	15.9	13.8	6.5
(1) 農業	1.8	△ 6.9	△ 6.8	18.2	17.1	6.3
(2) 林業	53.6	△ 0.3	△ 1.6	△ 0.8	△ 15.3	10.5
(3) 水産業	19.8	23.5	△ 17.3	0.5	△ 12.0	△ 6.1
2 鉱業	△ 12.9	3.7	△ 5.0	6.1	△ 7.5	6.8
3 製造業	2.0	△ 0.8	△ 3.3	△ 2.3	1.3	△ 10.7
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	1.7	2.0	5.9	7.1	0.9	2.8
5 建設業	3.0	14.8	△ 22.4	11.8	△ 12.7	6.8
6 卸売・小売業	1.5	2.0	△ 1.4	△ 3.9	△ 1.7	3.7
7 運輸・郵便業	15.4	△ 1.2	2.1	1.0	△ 2.0	0.0
8 宿泊・飲食サービス業	△ 5.5	6.5	0.6	△ 2.2	7.6	1.2
9 情報通信業	0.4	2.3	△ 0.1	2.5	0.5	△ 2.3
10 金融・保険業	4.1	1.1	△ 3.9	7.4	△ 8.0	6.6
11 不動産業	0.9	0.5	2.7	5.4	4.2	2.1
12 専門・科学技術、 業務支援サービス業	△ 0.3	4.2	0.3	△ 0.8	△ 2.3	△ 2.4
13 公務	△ 3.8	△ 3.3	1.3	△ 1.8	△ 0.7	1.6
14 教育	△ 0.1	△ 0.7	2.7	4.2	2.1	0.9
15 保健衛生・社会事業	6.5	3.8	0.8	6.3	2.6	△ 2.2
16 その他のサービス	1.4	0.9	0.3	△ 3.7	△ 6.1	1.9
17 小計	1.9	2.2	△ 1.3	1.8	△ 1.0	0.9
18 輸入品に課される税・関税	3.1	11.2	29.3	△ 1.2	△ 13.6	10.4
19 (控除) 総資本形成に係る消費税	0.0	2.6	33.9	21.6	△ 1.2	4.4
(再掲)						
第1次産業 (1)	5.5	△ 6.0	△ 6.3	15.9	13.8	6.5
第2次産業 (2、3、5)	2.4	7.9	△ 14.6	5.3	△ 6.8	△ 1.2
第3次産業 (4、6～16)	1.9	1.6	0.4	1.4	△ 0.5	1.1

資料 県「岩手県市町村経済計算年報」

注) 小数点以下を四捨五入しているため、内訳と合計が必ずしも一致しない。

17-1 経済活動別市内総生産（つづき）

（単位：%）

	対前年度増加率				
	平成	令和			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
市内総生産	1.9	△ 1.9	△ 3.3	2.7	3.8
1 農林水産業	△ 3.4	5.7	2.9	0.8	△ 0.9
(1) 農業	△ 5.5	8.8	3.9	△ 0.7	0.0
(2) 林業	19.2	△ 23.2	△ 11.6	32.5	△ 15.2
(3) 水産業	49.7	△ 20.4	10.2	△ 61.6	103.1
2 鉱業	2.3	1.3	2.7	△ 3.9	24.0
3 製造業	9.9	△ 4.6	△ 8.6	10.9	△ 1.7
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	△ 2.5	5.1	△ 0.4	△ 4.6	△ 8.8
5 建設業	24.9	△ 17.7	△ 13.4	0.5	0.8
6 卸売・小売業	1.9	△ 1.5	4.2	6.3	5.5
7 運輸・郵便業	△ 1.4	△ 1.2	△ 20.1	△ 2.7	8.7
8 宿泊・飲食サービス業	0.1	△ 5.2	△ 39.3	△ 10.6	36.4
9 情報通信業	0.7	△ 0.5	△ 1.6	0.9	△ 1.7
10 金融・保険業	3.8	△ 2.6	△ 4.4	0.0	15.1
11 不動産業	△ 0.1	1.0	0.1	△ 0.9	△ 0.6
12 専門・科学技術、 業務支援サービス業	0.7	2.4	4.5	4.6	4.0
13 公務	△ 2.4	2.1	0.5	0.2	2.3
14 教育	△ 1.3	2.9	△ 1.0	1.1	2.9
15 保健衛生・社会事業	△ 0.2	△ 5.4	△ 3.9	1.9	0.7
16 その他のサービス	△ 0.9	1.5	△ 10.1	8.6	4.4
17 小計	1.9	△ 1.8	△ 3.3	2.3	3.6
18 輸入品に課される税・関税	9.2	△ 3.2	△ 1.6	19.4	33.1
19 (控除) 総資本形成に係る消費税	8.9	4.6	△ 2.2	0.9	38.2
(再掲)					
第1次産業 (1)	△ 3.4	5.7	2.9	0.8	△ 0.9
第2次産業 (2、3、5)	18.5	△ 12.5	△ 11.2	4.9	0.0
第3次産業 (4、6～16)	0.3	△ 0.6	△ 2.5	2.1	4.1

資料 県「岩手県市町村民経済計算年報」

注) 小数点以下を四捨五入しているため、内訳と合計が必ずしも一致しない。

17-2 市民所得の分配

(単位 百万円)

区 分	実数					
	平成					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
市民所得 (1+2+3)	860,984	886,340	937,772	921,689	892,810	889,425
1 雇用者報酬	613,750	606,118	611,502	618,839	620,042	632,846
(1) 賃金・俸給	518,629	510,471	515,202	520,418	521,184	532,478
(2) 雇主の現実社会負担	81,405	84,073	86,552	86,772	86,447	88,331
(3) 雇主の帰属社会負担	13,715	11,573	9,748	11,649	12,411	12,038
2 財産所得 (非企業部門)	45,466	42,518	42,700	41,731	44,535	44,628
(1) 一般政府 (地方政府等)	△ 2,481	△ 2,414	△ 2,337	△ 2,018	△ 1,654	△ 1,350
(2) 家計	47,012	44,096	44,212	42,944	45,401	45,149
a 利子	13,605	6,078	4,919	2,838	6,266	6,666
b 配当	2,752	5,529	6,170	7,583	8,351	9,661
c その他の投資所得	26,679	28,547	29,117	28,525	26,627	24,520
d 賃貸料	3,976	3,942	4,005	3,997	4,157	4,301
(3) 対家計民間非営利団体	935	835	826	805	788	830
3 企業所得	201,768	237,705	283,569	261,119	228,233	211,951
(1) 民間法人企業	126,030	153,975	200,835	177,063	135,541	126,524
(2) 公的企業	11,387	14,209	16,860	19,531	22,660	17,224
(3) 個人企業	64,351	69,520	65,874	64,525	70,033	68,203
a 農林水産業	3,171	3,425	2,655	1,761	2,753	4,030
b その他の産業	24,909	29,386	27,309	25,183	28,868	24,936
c 持ち家	36,270	36,710	35,910	37,581	38,412	39,237

資料 県「岩手県市町村民経済計算年報」

注) 小数点第1位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が必ずしも一致しない。

17-3 市内総生産・市民所得の関連指標

(単位 人、千円)

区 分	実数					
	平成					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
1 基準指標						
総人口	299,518	299,986	300,452	299,927	297,631	296,670
2 関連指標						
(1) 人口一人当たり総生産	3,596	3,661	3,741	3,705	3,794	3,760
(2) 人口一人当たり市民所得	2,875	2,955	3,121	3,073	3,000	2,998

注) 1 総人口は、平成27年度及び令和2年度は国勢調査人口を基にしている。

それ以外の年度は、各年10月1日現在の盛岡市推計人口の結果による。

2 一人当たり市民所得は、個人や自営業の者の所得だけではなく、企業の所得(利益)も含んだ市の経済全体の所得水準を表す指標であり、市民個人の所得水準を表すものではない。

17-2 市民所得の分配（つづき）

（単位 百万円）

区 分	実数					
	平成		令和			
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
市民所得（1+2+3）	916,266	928,130	916,381	873,579	875,251	899,075
1 雇用者報酬	649,311	657,783	660,715	651,762	659,696	677,494
（1）賃金・俸給	547,584	553,620	556,538	548,361	554,857	570,896
（2）雇主の現実社会負担	88,892	91,432	91,789	91,584	95,320	94,959
（3）雇主の帰属社会負担	12,836	12,730	12,389	11,817	9,519	11,638
2 財産所得（非企業部門）	43,477	44,092	46,365	46,305	47,867	47,259
（1）一般政府（地方政府等）	△ 1,224	△ 946	△ 570	△ 112	△ 78	118
（2）家計	43,764	44,052	46,043	45,557	46,911	45,963
a 利子	7,043	7,372	11,137	11,519	10,443	10,029
b 配当	7,539	7,171	6,837	6,392	7,768	6,071
c その他の投資所得	24,596	24,795	23,469	22,786	23,698	24,695
d 賃貸料	4,586	4,714	4,600	4,859	5,001	5,168
（3）対家計民間非営利団体	937	986	892	860	1,034	1,178
3 企業所得	223,478	226,255	209,301	175,512	167,687	174,323
（1）民間法人企業	138,632	144,686	129,912	95,248	84,540	91,185
（2）公的企業	17,288	17,473	15,956	15,608	15,590	17,731
（3）個人企業	67,558	64,096	63,432	64,655	67,557	65,407
a 農林水産業	4,258	3,355	4,197	4,346	4,350	4,223
b その他の産業	24,297	21,265	19,802	20,953	25,617	25,379
c 持ち家	39,004	39,477	39,434	39,355	37,590	35,805

資料 県「岩手県市町村民経済計算年報」

注）小数点第1位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が必ずしも一致しない。

17-3 市内総生産・市民所得の関連指標（つづき）

（単位 人、千円）

区 分	実数					
	平成			令和		
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1 基準指標						
総人口	295,534	293,773	292,158	289,731	288,127	286,013
2 関連指標						
（1）人口一人当たり総生産	3,814	3,911	3,857	3,763	3,884	4,062
（2）人口一人当たり市民所得	3,100	3,159	3,137	3,015	3,038	3,143

注）1 総人口は、平成27年度及び令和2年度は国勢調査人口を基にしている。

それ以外の年度は、各年10月1日現在の盛岡市推計人口の結果による。

2 一人当たり市民所得は、個人や自営業の者の所得だけでなく、企業の所得（利益）も含んだ市の経済全体の所得水準を表す指標であり、市民個人の所得水準を表すものではない。

17-2 市民所得の分配（つづき）

（単位 %）

区 分	対前年度増加率					
	平成					
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
市民所得（1+2+3）	3.2	5.8	△ 1.9	△ 3.0	△ 0.4	3.1
1 雇用者報酬	△ 0.3	0.9	1.2	0.3	1.8	2.6
（1）賃金・俸給	△ 0.5	0.9	1.0	0.3	1.9	2.8
（2）雇主の現実社会負担	3.5	2.9	0.3	△ 0.3	2.1	0.6
（3）雇主の帰属社会負担	△ 15.4	△ 15.8	19.5	6.6	△ 3.1	6.6
2 財産所得（非企業部門）	△ 6.4	0.4	△ 2.3	6.6	0.2	△ 2.5
（1）一般政府（地方政府等）	2.7	3.2	13.7	18.0	18.4	9.3
（2）家計	△ 6.2	0.3	△ 2.9	5.7	△ 0.6	△ 3.1
a 利子	△ 55.2	△ 19.1	△ 42.4	121.4	6.3	5.7
b 配当	100.9	11.6	22.9	10.1	15.7	△ 22.0
c その他の投資所得	7.0	2.0	△ 2.0	△ 6.7	△ 7.9	0.3
d 賃貸料	△ 0.9	1.6	△ 0.2	4.0	3.5	6.6
（3）対家計民間非営利団体	△ 9.6	△ 1.9	△ 2.7	△ 6.7	5.1	16.6
3 企業所得	15.8	19.4	△ 8.5	△ 12.2	△ 6.7	5.8
（1）民間法人企業	18.8	30.6	△ 11.9	△ 23.7	△ 5.9	9.8
（2）公的企業	24.8	18.7	15.8	16.0	△ 23.8	0.3
（3）個人企業	8.2	△ 5.4	△ 4.4	11.5	△ 2.7	△ 0.3
a 農林水産業	8.2	△ 22.5	△ 33.6	56.2	46.3	5.6
b その他の産業	18.6	△ 7.0	△ 7.8	14.6	△ 13.4	△ 2.7
c 持ち家	1.2	△ 2.5	0.4	7.1	1.9	0.7

資料 県「岩手県市町村民経済計算年報」

注）小数点第1位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が必ずしも一致しない。

17-3 市内総生産・市民所得の関連指標（つづき）

（単位 %）

区 分	対前年度増加率					
	平成					
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 基準指標						
総人口	0.2	0.2	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.4
2 関連指標						
（1）人口一人当たり総生産	1.8	2.2	△ 1.0	2.4	△ 0.9	1.4
（2）人口一人当たり市民所得	2.8	5.6	△ 1.5	△ 2.4	△ 0.1	3.4

注）1 総人口は、平成27年度及び令和2年度は国勢調査人口を基にしている。

それ以外の年度は、各年10月1日現在の盛岡市推計人口の結果による。

2 一人当たり市民所得は、個人や自営業の者の所得だけではなく、企業の所得（利益）も含んだ市の経済全体の所得水準を表す指標であり、市民個人の所得水準を表すものではない。

17-2 市民所得の分配（つづき）

（単位：%）

区 分	対前年度増加率				
	平成	令和			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
市民所得（1+2+3）	1.2	△ 1.2	△ 5.0	0.4	2.7
1 雇用者報酬	1.3	0.5	△ 1.2	1.1	2.7
（1）賃金・俸給	1.1	0.6	△ 1.3	1.0	2.9
（2）雇主の現実社会負担	2.8	0.4	△ 0.2	4.1	△ 0.4
（3）雇主の帰属社会負担	△ 0.8	△ 2.7	△ 4.7	△ 19.4	22.3
2 財産所得（非企業部門）	1.4	5.1	△ 2.5	5.9	△ 1.3
（1）一般政府（地方政府等）	22.7	39.8	80.3	30.7	251.6
（2）家計	0.6	4.5	△ 3.5	5.6	△ 2.0
a 利子	4.5	51.1	△ 6.6	0.5	△ 4.0
b 配当	△ 4.9	△ 4.7	△ 6.5	21.5	△ 21.8
c その他の投資所得	0.8	△ 5.3	△ 2.9	4.0	4.2
d 賃貸料	2.8	△ 2.4	5.6	2.9	3.3
（3）対家計民間非営利団体	5.5	△ 11.0	△ 0.4	17.4	13.9
3 企業所得	0.7	△ 7.2	△ 17.4	△ 3.7	4.0
（1）民間法人企業	1.7	△ 9.5	△ 29.8	△ 6.6	7.9
（2）公的企業	1.0	△ 8.7	△ 2.1	△ 0.2	13.7
（3）個人企業	△ 1.4	△ 1.8	3.2	△ 0.6	△ 3.2
a 農林水産業	△ 21.1	25.0	9.7	△ 5.4	△ 2.9
b その他の産業	1.6	△ 9.4	8.2	6.3	△ 0.9
c 持ち家	△ 1.0	0.7	△ 0.3	△ 4.3	△ 4.7

資料 県「岩手県市町村民経済計算年報」

注) 小数点第1位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が必ずしも一致しない。

17-3 市内総生産・市民所得の関連指標（つづき）

（単位：%）

区 分	対前年度増加率				
	平成	令和			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1 基準指標					
総人口	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.7
2 関連指標					
（1）人口一人当たり総生産	2.6	△ 1.4	△ 2.5	3.2	4.6
（2）人口一人当たり市民所得	1.9	△ 0.7	△ 3.9	0.7	3.5

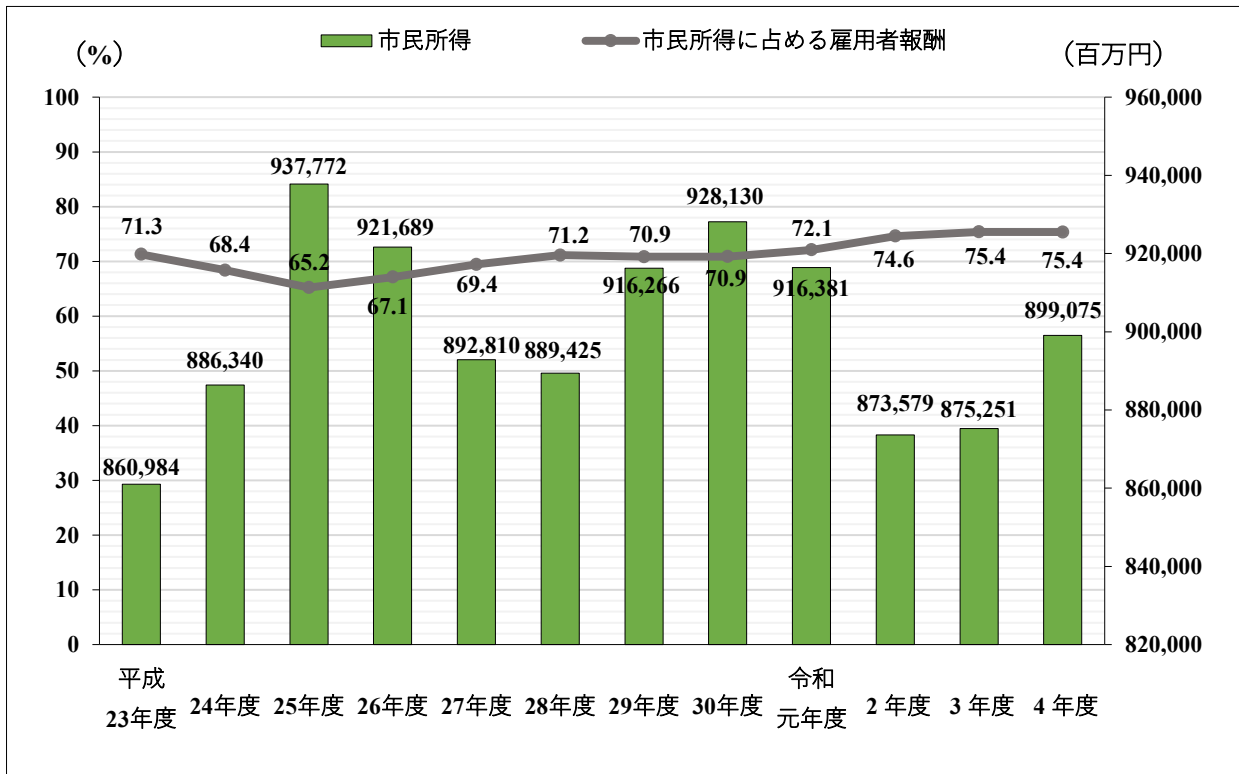
注) 1 総人口は、平成27年度及び令和2年度は国勢調査人口を基にしている。

それ以外の年度は、各年10月1日現在の盛岡市推計人口の結果による。

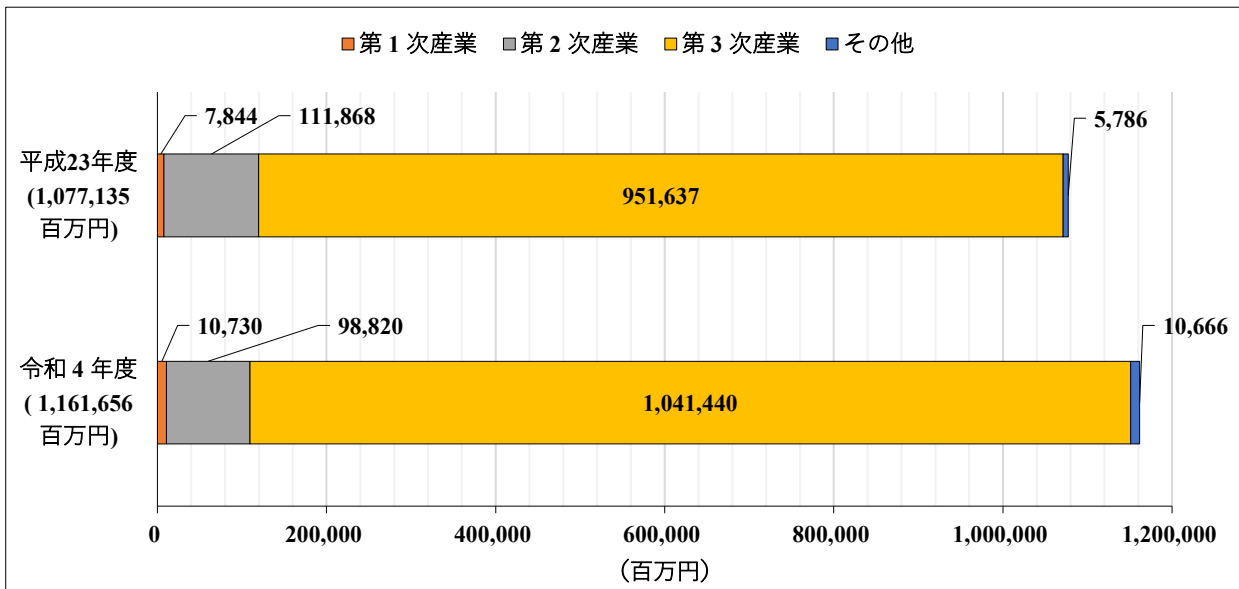
2 一人当たり市民所得は、個人や自営業の者の所得だけでなく、企業の所得（利益）も含んだ市の経済全体の所得水準を表す指標であり、市民個人の所得水準を表すものではない。

図表 市内総生産・市民所得

① 市民所得の推移（平成23年度～令和4年度）



② 経済活動分類別市内総生産の比較（平成23年度、令和4年度）



資料 県「令和4年度岩手県市町村民経済計算年報」

注) 1 上図表は調査基準日における行政区域による調査結果である。

2 市民所得とは、生産活動で生み出された付加価値を雇用者報酬、財産所得、企業所得からなる経済主体に分配した総額のことである。そのため、これは個人の所得水準を表すものでないことに留意する必要がある。

3 雇用者報酬とは、雇用者に対する給与等の支払のことで、社会保険の雇主負担分や退職一時金も含まれる。

4 市内総生産とは1年間に市内の生産活動によって新たに生み出された価値（付加価値）の総額のことである。

5 ②表のその他とは、経済活動別に配分されない輸入品に課される税・関税を加え、総資本形成に係る消費税分を差引きした数値である。これは、それぞれの付加価値を消費税込価格で表示し、最後に消費税分を差引きするという市町村民経済計算の推計方法によるものである。

6 ②表は百万円以下四捨五入のため、内訳と合計が一致しない場合がある。